

注文請書（建設業法第19条準拠）

（建設業法第19条に基づく承諾書面・注文書とセットで使用）

本注文請書は、貴社（注文者）より交付を受けた注文書の記載内容を確認のうえ、建設業法第19条第1項に定める16の必要記載事項（本書ではそのうち工事内容・工期・請負代金等の実体事項を再掲）のとおり、下記工事を請け負うことを承諾する書面です。建設省経建発第132号「注文書及び請書による契約の締結について」（最終改正 令和7年9月30日国不建第81号）に基づき、注文書と注文請書の往復により契約が成立します。契約成立日は、注文者が本請書を受領した日です。

1. 注文者・受注者（宛先・発行者）

注文者 商号（宛先）	
注文者 所在地	
注文者 担当者・連絡先	
参照 注文 No	
参照 注文書発行日	令和 年 月 日
受注者 商号（発行者）	
受注者 代表者	印
受注者 所在地	
受注者 建設業許可番号	国土交通大臣・〇〇知事 許可（般・特- ）第 号
受注者 インボイス登録番号	T0000000000000（13桁）
受注者 担当者・連絡先	
本請書発行日	令和 年 月 日

2. 承諾

下記のとおり、注文書（注文 No：下記のとおり）の内容を確認し、記載された条件で本工事を請け負うことを承諾いたします。

3. 工事の種別（該当に○）

工事種別	選択	備考
新築工事	☐ 該当	

増改築・リフォーム工事	☐ 該当	
解体工事	☐ 該当	
外構・造園工事	☐ 該当	
設備工事（電気・水道・空調）	☐ 該当	
改修・修繕工事	☐ 該当	

4. 工事内容（建設業法第19条第1項第1号）

工事名称	
工事場所	
工事内容（仕様書・設計図書）	別添のとおり
施工範囲	
使用資材の主要なもの	
注文者の支給材料・貸与建設機械	☐ あり（別紙） ☐ なし

5. 工期・着工・完成（第19条第1項第3号）

着工予定日	令和 年 月 日
完成予定日	令和 年 月 日
引渡予定日	令和 年 月 日
施工しない日・時間帯	☐ なし ☐ あり（ ）
天候・不可抗力の取扱い	工期の延長協議

6. 請負代金・支払条件（第19条第1項第2号・第5号）

請負代金（税抜）	金 円
消費税及び地方消費税	金 円（10%）
請負代金（税込）	金 円

前払金	金 円（％）／契約後 日以内
中間金（出来高払）	出来高 ％毎・月 回・該当なし
完成時残金	金 円／完成検査合格後 日以内
支払方法	☐ 銀行振込 ☐ 現金 ☐ 手形（ 日サイト）
振込先	銀行 支店 普通 口座 名義
インボイス登録番号	T00000000000000000000（13桁）

7. 検査・引渡し（第19条第1項第11号・第12号）

検査の時期	完成日から 日以内に注文者が検査
検査の方法	☐ 現場立会い ☐ 書面 ☐ 併用
検査不合格の処置	受注者の責任において補修・再検査
引渡しの時期	検査合格後 日以内
引渡しの方法	☐ 現場引渡 ☐ 書面引渡 ☐ 併用

8. 設計変更・工期変更・価格変動（第19条第1項第6号・第8号）

設計変更の手続	書面による双方合意
工期変更の手続	書面による双方合意
追加・変更工事代金	別紙積算・覚書による
中止・延期時の損害負担	別途協議
価格等の変動に基づく変更（第8号）	主要資材の価格・労務費が契約時から ％以上変動したときは、甲乙協議のうえ工事内容または請負代金の額を変更する（変更額の算定方法：別紙積算による）

9. 瑕疵担保責任・契約不適合責任（第19条第1項第13号）

瑕疵（契約不適合）責任の期間	引渡日から 年（住宅は最低10年・新築木造2年等）
追完請求	受注者は引渡後の不適合について追完義務を負う

代金減額請求	民法改正による
解除・損害賠償	民法改正による
保証保険・供託	☐ 瑕疵担保保険 ☐ 供託 ☐ なし

10. 不可抗力・損害負担（第 19 条第 1 項第 7 号・第 9 号）

不可抗力による損害	受注者と注文者で協議の上負担
第三者損害賠償	受注者が善管注意義務違反の場合は受注者負担
工事保険	☐ 請負業者賠償責任保険 ☐ 建設工事保険

11. 遅延損害金・違約金（第 19 条第 1 項第 14 号）

注文者の支払遅延損害金	年 %（年 14.6%を超えない範囲）
受注者の工事遅延違約金	契約代金の日額 %
債務不履行解除	相当期間の催告→解除可

12. 紛争解決（第 19 条第 1 項第 15 号）

管轄裁判所	☐ 地方裁判所を第一審の専属管轄
建設工事紛争審査会	中央/都道府県建設工事紛争審査会のあっせん・調停・仲裁
準拠法	日本法

13. 特約事項（第 19 条の 3・第 19 条の 5 対応）

不当に低い請負代金の禁止	本契約代金は、通常必要と認められる原価に満たない金額を強制するものではない。受注者自身も、通常必要と認められる原価に満たない金額で本契約を締結しない（建設業法第 19 条の 3 第 1 項・第 2 項）
著しく短い工期の禁止	本契約の工期は、通常必要と認められる期間に比して著しく短いものではない。注文者・受注者いずれも、通常必要な期間より著しく短い工期で本契約を締結しない（建設業法第 19 条の 5 第 1 項・第 2 項）
不当な使用資材等の購入強制の禁止	注文者は資材購入先を強制しない
反社会的勢力の排除	暴排 2 条構成・違反時は無催告解除

個人情報・秘密保持	工事に関する情報を第三者開示しない
その他国土交通省令で定める事項 (第 19 条第 1 項第 16 号)	☐ 該当なし ☐ あり ()
特記事項	

14. 印紙税の取扱い

本注文請書（工事注文請書）は、国税庁タックスアンサー No.7102「請負に関する契約書」に第 2 号文書（請負に関する契約書）に該当する具体例として挙げられているとおり、原則として印紙税の課税文書です。紙で作成・交付する場合は、契約金額に応じた印紙税額（注文書側の印紙税額一覧表を参照）の収入印紙を本請書に貼付し、消印してください。なお、注文書自体は、契約当事者双方の署名・押印があるものや、基本契約に基づき注文書の交付のみで自動的に契約が成立する場合等を除き、原則として契約の申込みを証する文書として印紙税の課税対象にはなりません（国税庁 No.7118「申込書、注文書、依頼書等と表示された文書の取扱い」）。実際の書式・運用によって取扱いが異なるため、具体的な判断は所轄税務署または税理士にご確認ください。電子的に作成・送信した注文請書は印紙税がかかりません。

15. 記名押印・受領確認

本請書の内容に相違ないことを確認し、受注者が記名押印のうえ注文者に返送する。注文者は本請書の受領日をもって契約成立とする。

令和 年 月 日

【受注者（発行者）】

住所：

商号：

建設業許可番号： (般・特-) 第 号

代表者： 印

注文者 受領確認（任意記入）

受領日	令和 年 月 日
受領者	印

※ 建設業法第 19 条 準拠 注文請書 完全版／注文書 (chumon_kensetsu_full) とセットで使用